

予備電源募集要綱

(2026 年度・2027 年度制度適用開始向け)
(案)

2025 年 x 月 xx 日

電力広域的運営推進機関

目次

第1章	はじめに	1
1.	予備電源制度創設の背景.....	1
2.	募集要綱の位置付け.....	2
第2章	注意事項	3
1.	一般注意事項	3
2.	守秘義務	3
3.	問い合わせ先	4
第3章	募集概要	5
1.	募集スケジュール.....	5
2.	募集内容	6
3.	その他	11
第4章	応札概要	13
1.	応札内容	13
2.	応札方法	14
第5章	落札電源及び落札価格の決定方法.....	16
1.	落札電源の決定方法.....	16
2.	落札価格の決定方法.....	17
3.	落札結果の公表	17
4.	落札後の手続き等.....	17
第6章	契約条件	18

第1章 はじめに

1. 予備電源制度創設の背景

2022年3月に生じた東京エリアの電力需給ひっ迫を受け、想定が困難な需要への対応、大規模な電源脱落、想定外の市場退出など、想定されていない事象が発生しました。エネルギーを取り巻く情勢が大きく揺れ動く中、我が国の国民生活や経済活動を支える電気の安定供給をいかにして実現できるか、改めてその公益的課題に正面から向き合うことが求められています。

このような背景から、容量市場において想定されていない事象が発生し、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことを目的に、一定期間内に稼働（立ち上げ）が可能な休止電源を維持する枠組みとしての「予備電源制度」（以下、「本制度」といいます。）が、経済産業省の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会の下で設置された「制度検討作業部会」で、議論されてきました。

予備電源として休止電源を維持する必要性については、①供給力不足の際に稼働電源として確保するオークション・公募等への応札や、電源の休廃止は各発電事業者の判断によるものであり、緊急時に備えた休止電源が維持される保証は無いこと、②容量市場が想定していない事象に備え、供給力対策が必要となった場合の電源を確実に確保する必要がある、といった点が挙げられます。このような必要供給力を満たすことができなくなるリスクへの対策として、本制度では、前述のような大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備えという基本的な役割に加えて、必要供給力と容量市場の調達量との差分に対するリスクの保険的な位置づけとして、実需給近傍の供給力を補完する役割も予備電源で担うこととされています。

特に大規模災害等、容量市場が想定していないような事象は、その発生を予測することが非常に難しい、言わば「外れ値」ともいえるような事象といえます。こうした容量市場からの「外れ値」ともいえるようなリスクに対して、電源を供給力として常に稼働可能な状況に維持しておくことは、社会コストを上昇させることに繋がり兼ねないと考えられるため、原則、予備電源は、容量市場において確保される供給力の外数として、手当てすることが必要となります。したがって、予備電源それ自体は供給力とならないものの、供給力が不足した際に開催されるオークション・公募等で落札し、稼働に至ることで供給力の内数となる、いわば「準供給力」の位置づけとなります。

本制度の運営等に当たっては、全国大での供給予備力の評価等に知見を持つといった理由から、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）が実施主体として、一定の役割を果たすことが適当である旨が、「制度検討作業部会」の第十三次中間とりまとめにて整理され、2024 年度から予備電源募集が開始されることとなりました。

2. 募集要綱の位置付け

- （１） この予備電源募集要綱（以下「本要綱」といいます。）では、2026 年度と 2027 年度を制度適用期間の開始年度とする予備電源募集（以下「本募集」といいます。）への応札を希望する事業者及び電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。
- （２） 本募集への応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。
- （３） 落札した事業者は本機関との間で予備電源契約の締結をしていただきます。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 本募集への応札を希望する事業者は、本要綱、予備電源契約書及び予備電源契約約款（以下「本要綱等」といいます。）に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。
- (2) 本募集への応札にあたっては、本機関の定款、業務規程、及び送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令及び監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。
- (3) 本募集に関する事項その他予備電源契約に関する事項については、本要綱等の定めが適用されるものとします。
- (4) 本要綱等は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (5) 応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。
- (6) 応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出してください。その場合、本機関は、和訳を正式な書面として扱います。

2. 守秘義務

- (1) 本募集に応札する事業者（以下「応札事業者」といいます）は、以下の情報を除き、本募集への応札を通じて知り得た本機関及び本募集に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」といいます）を第三者（親会社、自己または親会社の役員及び従業員、応札事業者の本募集の応札に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合及び取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。
 - ・ 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報または自ら有していた情報（ただし、自己の応札情報は除きます。）
 - ・ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- 秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報
- 第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

(2) 本機関は原則として、予備電源募集の運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。また、応札事業者が電力・ガス取引監視等委員会(以下、「監視等委」といいます。)に提供した情報について、本機関に共有いただく場合があります。

3. 問い合わせ先

本要綱等の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問い合わせください。
なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

電力広域的運営推進機関 予備電源制度 問い合わせ窓口

(応札に関するお問い合わせ)

メールアドレス： yobi_osatsu@occto.or.jp

(その他のお問い合わせ)

メールアドレス： yobi_inquiry@occto.or.jp

資源エネルギー庁 電力基盤整備課 予備電源制度 問い合わせ窓口

(制度全般に関するお問い合わせ)

メールアドレス： bz1-yobi-dengen@meti.go.jp

電力・ガス取引監視等委員会 予備電源制度 問い合わせ窓口

(応札価格に関するお問い合わせ)

メールアドレス： bz1-backup-power@meti.go.jp

第3章 募集概要

1. 募集スケジュール

(1) 募集スケジュール¹は以下のとおりです。

期間	概要
2025 年 8 月下旬～2025 年 9 月中旬	応札の受付期間（20 営業日）
2025 年 9 月中旬～2025 年 12 月頃	審査期間 ²
2026 年 1 月頃	落札結果の公表期日 ³

¹ 不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります

² 落札候補電源を対象に、監視等委により、応札事業者が提出した応札価格の監視が行われ、落札結果は監視終了後に公表します。詳細については、「予備電源制度ガイドライン」を参照ください。

³ 公表期日は予定であり、実際の公表日は前後する可能性があります。

2. 募集内容

予備電源は、休止状態を維持して必要に応じて稼働するものであり、予備電源の調達と、その立ち上げは別プロセスとしています。立ち上げプロセスにおける契約締結から供給力提供までの期間に応じて、予備電源を「短期立ち上げの予備電源」と、「長期立ち上げの予備電源」との2つに分類します。短期立ち上げの予備電源として落札された場合は「落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等（例えばkW 公募等）」に、長期立ち上げの予備電源として落札された場合は「容量市場の追加オークションのうち調達オークション」に応札して頂きます（リクワイアメントについては、「予備電源契約約款」を参照ください。）。

予備電源の種別	役割	概要
短期立ち上げの予備電源	- 必要供給力と容量市場の調達量との差分へのリスクに対する保険的な位置づけ - 大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え	落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等での立ち上げを想定する電源
長期立ち上げの予備電源	大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え	立ち上げが決まった後に必要な修繕を行うことを基本として、容量市場の調達オークションでの立ち上げを想定する電源

(1) 募集量

2025 年度は、短期立ち上げの予備電源と、長期立ち上げの予備電源の合計として、200 万キロワットを募集します。また、2026 年度制度適用開始向けの予備電源と、2027 年度制度適用開始向けの予備電源を同一区分として募集します。

(2) 対象エリア

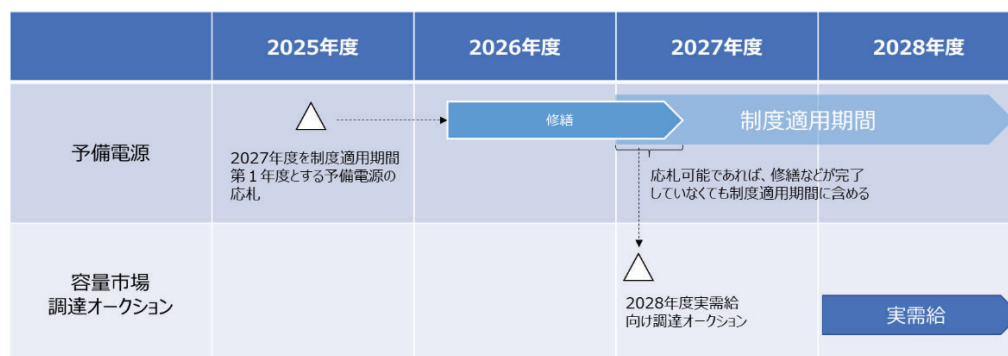
沖縄県を除いた、50Hz 系統に接続している発電設備(東エリア)と、60Hz 系統に接続している発電設備(西エリア)に分けて下記の量を募集します。

エリア	募集量
50Hz 系統(東エリア)	100 万キロワット
60Hz 系統(西エリア)	100 万キロワット

(3) 制度適用期間

制度適用期間とは、「立ち上げプロセスに応札可能な状態で、予備電源の休止状態を維持するものとして、応札事業者が設定し、本機関が認めた期間」になります。応札事業者にて連続した 12 か月以上 36 か月以下の範囲内において、月単位で始期及び終期を設定できます。

ア 立ち上げプロセスへ応札が可能な場合、修繕などが完了していなくても制度適用期間の始期とすることができます。



(4) 応札が可能な事業者

下記を全て満たす者を、応札が可能な事業者とみなします。

- ア 制度適用期間において、電気事業法第2条第1項第15号に定める発電事業者であり、自らが所有する電源を用いて本募集に応札する意思がある者
- イ 国内法人(日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店または主たる事務所を持つ法人)である者

(5) 応札が可能な電源

下記を全て満たす電源を、応札が可能な電源とみなします。

- ア 容量市場において安定電源に区分される火力電源(LNG、石油、石炭等)であり、立ち上げプロセスに10万キロワット以上(送電端容量で10万キロワット以上)で応札可能な電源
- イ 2026年度制度適用開始向け及び2027年度制度適用開始向けの予備電源の応札条件は、下記のとおりとします。

1. 2026年度制度適用開始向け予備電源

対象実需給年度2026年度・2027年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備であって、④・⑤・⑥を満たす発電設備とします。

- ① 容量市場メインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場メインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴
- ④ 2026年度向け容量市場の調達オークションに不落札、未応札または電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴
- ⑤ 短期立ち上げ電源として応札し、2028年度を制度適用期間に含める場合にあっては、2028年度向け容量市場メインオークションに不落札若しくは未落札または電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴であること
- ⑥ 長期立ち上げ電源として応札し、2027年度または2028年度を制度適用期間に含める場合にあっては、2028年度向け容量市場メインオーク

⁴ 本制度では、差し替え元電源は、全量差し替えを実施しており、本募集の応札前に電源等差し替えの登録が完了している必要があります。

ションに不落札若しくは未落札または電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴であること

2. 2027 年度制度適用開始向け予備電源

対象実需給年度 2027 年度・2028 年度の 2 年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備

- ① 容量市場メインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場メインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第 11 条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴

表に整理すると、以下の「★」の年度において、容量市場で不落札、未応札又は電源等差し替えにより差し替え元となった電源である必要があります。

予備電源 対象年度	長期立ち上げ ／ 短期立ち上げ	メインオークション			調達オーク ション
		2026 年度 実需給向け	2027 年度 実需給向け	2028 年度 実需給向け	2026 年度 実需給向け
2026 年度 向け	長期立ち上げ	★	★	◇	★※ ¹
	短期立ち上げ	★	★	◆	★※ ¹
2027 年度 向け	長期立ち上げ	—	★	★	—
	短期立ち上げ	—	★	★	—

※1:2026 年度実需給向け調達オークションが開催されたエリアの電源のみ

◇：当該年度または、当該年度の前年度を制度適用期間に含める場合、容量市場で不落札、未応札または差し替え電源である必要がある。

◆：当該年度を制度適用期間に含める場合、容量市場で不落札、未応札または差し替え元電源である必要がある。

ウ 本募集への応札容量が、これまで容量市場に応札した際の応札容量や、供給計画に計上した供給力を参照していること

エ 長期立ち上げの予備電源の場合、想定立ち上げコストが、予備電源の制度適用期間第一年度のメインオークションの上限価格を下回ること

※ 短期立ち上げの予備電源の想定立ち上げコストには、要件は設けません。

オ 制度適用期間中において、立ち上げプロセスで求められている期間に供給力を提供できること

カ 制度適用期間までに、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約を締結していること

キ 本機関の業務規程第 33 条第 1 項第 1 号の規定に基づく電源入札等で落札していないこと

(6) 応札単位

ア 応札単位は、電源(ユニット、号機)単位毎とします。

イ 応札容量は 1 キロワット単位で応札できます。

3. その他

(1) 立ち上げコストについて

ア 立ち上げコストの位置づけ

- 予備電源の調達とその立ち上げは別プロセスであり、立ち上げコストは、本募集の契約金額の対象外となります。
- 立ち上げコストは、立ち上げプロセスに応札することで、収受いただくこととなります。立ち上げコストと予備電源のコストは一部の費用が重複しますので、立ち上げプロセスに応札する際、本募集で応札価格に織り込んだ費用と重複する費用を差し引いた上で、応札価格を決定してください。

イ 想定立ち上げコストの提出

- 立ち上げプロセスの応札価格の想定値を、「想定立ち上げコスト」として算出し、別紙の提案書にて提出してください。想定立ち上げコストの算定方法は、立ち上げプロセスの規程や価格規律等に従ってください。
- 本機関は、長期立ち上げの予備電源の場合、想定立ち上げコストが、予備電源の制度適用期間開始第一年度の容量市場メインオークションの上限価格を下回っていることを確認します。
- 本機関は、短期立ち上げ・長期立ち上げの予備電源かを問わず、立ち上げプロセスへの応札単価が、本募集で提出した想定立ち上げコストを上回らないことを確認します。

(2) 制度適用期間終了後の再応札

予備電源は、制度適用期間が重複していなければ、予備電源募集に再応札が可能です。その場合は、制度適用期間終期の翌月以降を制度適用開始始期として再応札してください。

(3) 募集に係る制限事項

ア 本募集で落札された電源については、以下の容量オークションへの応札は認められません。

1. 短期立ち上げの予備電源

- 制度適用期間と重複する年度を実需給とするメインオークション
- 制度適用期間と重複する年度を実需給とする調達オークション

2. 長期立ち上げの予備電源

- 制度適用期間と重複する年度を実需給とするメインオークション

- 制度適用終了年度の翌年度を実需給とするメインオークション

イ 本募集において 2029 年度を制度適用期間⁵に含み、かつ容量市場メインオークション（対象実需給年度：2029 年度）に落札した電源については、本募集から応札辞退又は予備電源制度から退出してください。

（４）発電設備の休止に伴う措置

ア 電気事業法施行規則に基づく届出については、稼働電源が休止判断を経て予備電源となる場合は、休止する 9 か月前までに、届出の提出が必要です。なお、予備電源となる以前から休止する届出を提出している場合は、改めて変更を届け出る必要はありません。

イ 休廃止前の小売電気事業者とのマッチングについて、本募集への応札前までに発電情報掲示板に情報を掲示することは必須ではなく、事業者判断で行うこととします。なお、予備電源に落札できなかった場合であって、かつ、応札前に発電情報掲示板に情報を掲示していなかった場合には、落札結果公表から休廃止までの間に情報の掲示を行ってください。

⁵ 長期立ち上げの予備電源に応札し、2028 年度及び 2029 年度を制度適用期間に含めている場合

第4章 応札概要

1. 応札内容

(1) 応札書類

応札事業者は本機関に対して、一応札案件ごとに、応札書・提案書・誓約書を応札の受付期間内に提出してください。応札者が複数の案件を応札される場合は、識別できる名称をつけてください。なお、再応札書は監視等委による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額があった場合に、応札事業者は応札価格を再度算定し、監視等委の確認を得た上で、修正後の応札価格を提出してください。また、応札価格の再度算定にあたり、提案書の記載内容に変更がある場合は該当様式を提出してください。

応札辞退書は、監視等委による監視の結果、応札の取り下げを行う場合、又は本募集の落札結果の公表前に容量市場メインオークション（対象実需給年度 2029 年度）に落札した場合にも提出してください。

応札書類		様式
応札書		(様式 1)
提案書		
	電源及び事業者に関する情報	(様式 2-1)
	運転実績	(様式 2-2)
	契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程	(様式 2-3)
	契約決定時点から行う修繕等の内容	(様式 2-4)
	制度適用期間中（休止維持）の作業計画	(様式 2-5)
	立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画	(様式 2-6)
	立ち上げ決定後に行う修繕等の内容	(様式 2-7)
	燃料調達計画	(様式 2-8)
	その他応札時点で不確実な事項 ※例： ・予備電源化にあたって地元自治体等との協議を行っており、〇年〇月頃協議終了見込み。 ・〇〇の理由から〇〇設備の修繕の可否は未確定、〇年〇月頃判明見込み。	必要に応じて提出（様式任意）
誓約書		(様式 3)
再応札書		(様式 4-1)
応札辞退書		(様式 4-2)

(2) 応札書の作成

- ア 応札価格は1円単位とします。
- イ 別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」の記載のとおり、予備電源に応札できる最大価格（目安価格）は、第1回から第5回の容量市場メインオークションの上限価格（指標価格の1.5倍）の平均値（14,399円/kW）とし、予備電源の応札単価は目安価格以下とすることとします。
- ウ 応札価格に織り込むことが認められるコストについても別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照してください。

2. 応札方法

(1) 提出方法

- ア 応札書は書面で郵送し、提案書・誓約書は電子媒体で提出してください。
- イ 応札書・提案書・誓約書が、応札の受付期間内に、下記に記載する担当部署に必着となるように提出してください。提出期限を過ぎて到着した場合は、受理しません。郵便事故等により提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。また、提出期限日までの必着となりますのでご注意ください。

(2) 提出期限

202x年x月x日（x）xx時必着

(3) 応札書の郵送に係る手続き

- ア 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。
- イ 封緘の上、一般書留または簡易書留で郵送してください。
- ウ 以下に郵送してください。
〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー7階
電力広域的運営推進機関 需給計画部 入札係
- エ 応札書の封筒には宛先に加えて「予備電源 応札書在中」と記載してください。

(4) 提案書・誓約書の提出に係る手続き

- ア 提案書を電子媒体で提出する際のファイル形式は、Excel形式とします。誓約書は押印の上、PDF形式としてください。

- イ 提案書・誓約書は ZIP ファイルに変換し、ファイルの名称を「事業者名_応札電源名_提案書・誓約書」として、以下のメールアドレスに送付してください。

[メールアドレス] : yobi_osatsu@occto.or.jp

(5) 留意事項

- ア 記名押印のないものや内容に虚偽があったものについては応札が無効となりますので、提出前に内容のご確認をお願いいたします。
- イ 応札書・提案書・誓約書の提出後は、応札情報の変更や取り下げはできません。
- ウ 応札書・提案書・誓約書において書類不備（未提出や未記入）がある場合は失格とします。
- エ 提案書において記載内容に確認事項がある場合は、本機関は応札事業者にその旨を通知します。通知を受けた応札事業者は速やかに回答若しくは記載内容を修正の上、当該書類を再提出していただきます。
- オ 監視等委による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に織り込むことが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の是正または応札の取り下げが必要です。応札価格の是正を行う場合は再応札書を書面で郵送し、応札の取り下げを行う場合は応札辞退書を電子媒体で提出してください。また、応札価格の再度算定にあたり、提案書の記載内容に変更がある場合は該当様式を電子媒体で提出してください。

第5章 落札電源及び落札価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法

(1) 落札電源の決定方法の基本的なルール

- ア 事業者提案に基づく総合評価方式を用いて、価格評価及び価格以外の評価(技術評価)によって落札電源を決定します。
- イ 価格評価においては、より応札単価(燃料関係費用除く)が低い電源を高評価とします。
- ウ 応札単価が同額だった場合は、より応札価格(燃料関係費用除く)が低い電源を高評価とします。
- エ 技術評価においては、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うために技術的に最低限の条件⁶を満たしているかを確認します。

(2) 落札電源の決定方法の詳細

- ア 「第3章 募集概要 2. 募集内容」に記載の応札が可能な電源の要件に適合しているかを、応札書類をもって確認いたします。本要綱で定める要件に適合している応札電源を評価対象といたします。
- イ 本機関は有識者を含む委員会を通じて、業務規程第39条第1項に掲げる評価項目に基づいた技術評価を行い、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うための技術的に最低限の条件を満たしているかを確認します。
- ウ 監視等委は、落札候補電源の応札価格の監視を行います。応札価格の監視や価格規律は、別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照してください。
- エ 監視が完了した落札候補電源の応札単価の低い電源から昇順に募集量を満たすまでを落札電源とします。なお、応札容量が募集量を超える場合、募集量をまたぐ電源までを落札電源とします。

⁶ 具体的な確認内容として、応札時点での設備状況(制度適用期間中に立ち上げプロセスに速やかに応募できるような休止状態の維持運用が見込めるための最低限の健全性)、事前に行う修繕や休止中のメンテナンス計画、必要となる人員確保の計画等の項目を想定しています。

2. 落札価格の決定方法

落札電源の応札価格が落札価格となるマルチプライス方式を用います。

3. 落札結果の公表

本募集の落札結果が確定した後、本機関は以下の情報を、本機関のウェブサイトで公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照してください。

- ア 落札総容量[kW]
- イ 落札金額合計[億円]（落札事業者が3者未満の場合は非公表とする）
- ウ 落札事業者名
- エ 落札電源名
- オ エリア
- カ 落札電源の住所
- キ 発電方式区分(燃料種)
- ク 落札容量[kW]
- ケ 制度適用期間
- コ 立ち上げ期間[長期／短期]

4. 落札後の手続き等

落札後は、予備電源契約書を締結していただきます。落札事業者には、本機関より電子メールで契約締結に向けた案内をお送りします。なお、応札書・提案書・誓約書の提出をもって予備電源契約の申込みをしたものとみなします。落札結果の公表日を予備電源契約の効力発生日とし、公表内容に従った予備電源契約が成立するものとします。

第6章 契約条件

契約条件は、「予備電源契約約款」を参照してください。

■【様式1】 応札書

2025 年 01 月 01 日

応 札 書

電力広域的運営推進機関 宛

会社名 〇〇株式会社
代表者名 〇〇 〇〇 印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、下記のとおり応札いたします。

1 事業者名	●●株式会社				
2 電源の名称	●●発電所●号				
3 担当者連絡先	氏名	XXXX			
	電話番号	XX-XXXX-XXXX			
	メールアドレス	XXXX@XXX.XX.XX			
4 発電方式区分（燃料種）	石油（重油）				
5 立ち上げ区分	短期立上げ				
6 応札エリア	東エリア (50Hz)				
7 制度適用期間	開始	2025	年	4	月 1 日
	終了	2027	年	3	月 末 日
※ 期間は自動表示	期間	24			か月
8 応札容量	1, 000, 000				kW
9 応札価格	12, 811, 000, 000				円
10 応札単価	6, 406 円/kW・年				
※ 自動表示（銭未満四捨五入）					
11 燃料関係費用	811, 000, 000				円
12 燃料関係費用を除いた応札単価	6, 000 円/kW・年				
※ 自動表示（銭未満四捨五入）					
13 燃料関係費用を除いた応札価格	12, 000, 000, 000				円
※ 自動表示					

電源及び事業者に関する情報

区分	項目番号	項目	記載欄	備考
電源に関する基本情報	1	電源の名称	○発電所○号	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
	2	所在地	○県○市・・・	※様式1「応札書」に記載する内容と同じであること
	3	発電方式区分（燃料種）	石油（重油）	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
	4	受電地点特定番号	○○○○	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
	5	系統接続しているエリア名	北海道	※発電量調整供給契約が未締結の場合には記入不要
	6	定格出力	1,000,000 kW	※発電量調整供給契約締結済の場合は該当エリアにおける添付資料2「発電量調整供給契約」に記載の受電地点特定番号と同じであること
	7	営業運転開始年月	1985 年 4 月	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
	8	立ち上げ区分	長期立ち上げ	※どちらかの区分にのみ応札可能。
	9	応札エリア	東エリア（50Hz）	
	10	制度適用期間	開始 2025 年 4 月 1 日 終了 2027 年 3 月末日 期間 24 か月	※連続した12か月以上36か月以内 ※様式1「7.制度適用期間」と同じ期間を入力すること
電源に関する詳細情報	11	参加要件の確認	容量市場2026年度実需給向けメインオークション	※2026年度制度適用開始の場合に回答必須 ※「差し替え元」は、容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源
			容量市場2027年度実需給向けメインオークション	※2026年度制度適用開始の場合に回答必須 ※2027年度制度適用開始の場合に回答必須 ※「差し替え元」は、容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源
			容量市場2028年度実需給向けメインオークション	※2027年度制度適用開始の場合に回答必須 ※2026年度制度適用開始かつ短期立ち上げにおいて、2028年度を制度適用期間に含める場合に回答必須 ※2026年度制度適用開始かつ長期立ち上げにおいて、2027年度または2028年度を制度適用期間に含める場合に回答必須
			容量市場2026年度実需給向け調達オークション	※「差し替え元」は、容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源
				※「差し替え元」は、容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源
	12	応札容量	1,000,000 kW	※様式1「8.応札容量」と同じ期間を入力すること ※項目15「容量市場又は供給計画に計上した供給力と異なる場合は説明資料を添付すること
	13	想定立ち上げコスト	12,000 円/kW	※様式2-7に記載した「想定立ち上げコスト総額」を項目12「応札容量」で除算した数値を記載すること ※項目8「立ち上げ区分」において長期立ち上げを選択した場合、想定立ち上げコストは予備電源の制度適用期間第一年度を実需給とするメインオークションの上限価格を下回る金額を記載すること
	14	容量市場又は供給計画に計上した供給力	1,000,000 kW	※添付資料3「応札容量の基本資料」として添付する以下2つからの資料にて確認できる情報と同じであること ・メインオークションで提出した期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水除く））の写し ・直近で供給力を計上した供給計画の写し
	15	事業者名	○○株式会社	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
	16	所在地	○県○市・・・	※添付資料1「発電事業届出書」にて確認できる情報と同じであること
事業者に関する情報	17	担当者連絡先	所属	
			氏名	
			電話番号	※確認事項が生じた際、すぐに連絡が取れる連絡先を記入すること ※制度適用期間中の担当者変更等に対応するため、担当者連絡先にはメールアドレスを記載することを推奨
			メールアドレス	

運輸実績

・1～5は応札前年度分（応札前年度の稼働実績がない場合、稼働していた直近年度分）の実績を記載すること。

項目番号	項目	記載欄	備考
1	発電電力量	100,000,000 kWh	
2	設備利用率	20 %	
3	計画外停止率	5 %	※計画外停止率は、以下の算定式により求めること。 計画外停止率[%] = (認可出力[kW]×計画外停止時間[h] + 計画外出力抑制量[kW]×出力抑制時間[h]) ÷ (認可出力[kW]×(運転時間[h] + 計画外停止時間[h])) × 100[%] ・計画外停止時間：当日の実運用段階において、ユニット自身の事故又は他の原因（たとえば送電線事故）の発生によって、即時にあるいは可及的速やかにユニットを系統から切り離すなど、修理のために停止した時間 ・計画外出力抑制時間：当日の実運用段階において、タービン・ボイラ・その他の故障により出力を抑制して運転した時間 ※計画外停止率算定式の参考資料 第25回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2018年3月5日）資料 4 参考資料（P4） (https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2017/files/chouseiryoku_25_04_sankou.pdf)
4	運転時間	230 時間	
5	起動回数	3 回	
6	次回の定期自主検査日	2026 年 10 月 1 日 2026 年 11 月 4 日 2026 年 9 月 20 日 2023 年 10 月 3 日 2023 年 11 月 7 日 2023 年 9 月 28 日	
7	前回の定期自主検査日	2026 年 10 月 1 日 2026 年 11 月 4 日 2026 年 9 月 20 日 2023 年 10 月 3 日 2023 年 11 月 7 日 2023 年 9 月 28 日	
8	応札電源が応札時から直近1年間以上休止及び長期計画停止していた場合、その公衆保安・安全対策・維持管理等の実施状況	XX XX 安・安全対策等に係る措置を実施。	※自由記述

契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程

- ・本制度への契約決定時点から制度適用期間終了までの工程概要を記載すること。なお、必要事項が記載されていれば札者の任意様式としてよい。
- ・制度適用期間開始前（休日増置）、制度適用期間中（休止・調整）に行なう補償や作業（1×2）について、各時系列が分かるように記載すること。立ち上げ決定後では燃料調整が間に合わない事前にも燃料を調達・保管する場合は、その作業工程も記載すること。

また、試運転の実施予定時期についても記載すること。

※3【様式2-8】に記載した立ち上げ決定後に行う修繕等の内容は記載しないこと。

[illegible]

契約決定時点から行う修繕等の内容

- (注意事項)
- ・契約決定時点から行う、応札価格に費用を織り込んだ修繕等の内容及び理由※を記載すること。
 - ※立ち上げプロセス落札から実需給までの期間では修繕等が間に合わない場合、応札価格に費用を織り込むことができる。
 - ・法令上必要な定期点検についても記載すること。
 - ・修繕等を行う実施理由についても記載すること。
 - ・試運転の燃料費用を除き、金額の大きな順に10件を記載すること。（修繕が10件に満たない場合は全件記載すること）
 - ・試運転に伴う燃料費用は燃料価格の見積額と使用予定量から算出し、試運転の実施月を記載すること。
- ※修繕費総額欄には、契約決定時点から行う修繕等について応札価格に含まれる総額を記載すること。
- ※落札した場合、契約決定時点から行う修繕等は、別途連絡票により完了報告（写真付）を行うこと。

No.	項目	金額	内容	実施理由	予定期間		
1	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2025 年	1 月
					終了	2026 年	10 月
					22 か月		
2	〇〇補修	〇.〇億円	発電機の〇〇機器補修	発電機の〇〇機器のメーカー保守期間が〇年〇月で終了するため	開始	2025 年	5 月
					終了	2026 年	9 月
					17 か月		
3	〇〇補修	〇.〇億円	ボイラー〇〇補修	〇〇機器の劣化が著しく補修の必要があるため	開始	2025 年	12 月
					終了	2026 年	8 月
					9 か月		
4	〇〇装置防錆処置	〇.〇億円	〇〇機器室素充填	〇〇機器の腐食進展防止のため	開始	2025 年	12 月
					終了	2026 年	2 月
					3 か月		
5	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2025 年	12 月
					終了	2026 年	2 月
					3 か月		
6	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2025 年	12 月
					終了	2026 年	2 月
					3 か月		
7	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2025 年	12 月
					終了	2026 年	2 月
					3 か月		
8	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2025 年	12 月
					終了	2026 年	2 月
					3 か月		
9	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	開始	2025 年	12 月
					終了	2026 年	2 月
					3 か月		
10	〇〇定期点検	〇.〇億円	〇〇設備点検（法令点検）	ボイラー設備の事業者検査期限を迎えるため	開始	2026 年	1 月
					終了	2026 年	11 月
					11 か月		
修繕費総額 （試運転に伴う燃料費用除く）		〇〇.〇			億円		
完了報告予定年月		〇年〇月					

試運転に伴う燃料費用について					
No.	用途	試運転に伴う燃料費用	燃料価格の見積単価	使用予定の燃料の量	実施予定月
1	試運転	〇.〇億円	〇.〇 円/kL	X X,X X X kL	2027 年 4 月
2		0			年 月
試運転に伴う燃料費用		〇〇.〇			億円

制度適用期間中（休止維持）の作業計画

- （注意事項）
- ・制度適用期間中、最低限必要な休止維持に係る主な作業計画を記載する（金額の大きな順に最大10件）。
 - ・作業計画については、作業名称、金額、作業内容、対象施設及び実施予定月を記載すること。
- なお、必要事項が記載されていれば応札者の任意様式としてよい。
- ※ 休止維持の実施状況を別途連絡票により定期報告すること。

No.	作業名称	金額	作業内容	対象施設	実施予定月	
1	〇〇機器室素充填	〇.〇億円	休止中の腐食を防止するため、室素充填措置を行う（室素補充）。	・タービン設備 ・ボイラー設備	年	月
					年	月
					年	月
2	タービン軸歪み休止措置	〇.〇億円	休止中のタービン回転軸の歪みを防止するため、〇〇を行う	・タービン設備	年	月
					年	月
					年	月
3					年	月
					年	月
					年	月
4					年	月
					年	月
					年	月
5					年	月
					年	月
					年	月
6					年	月
					年	月
					年	月
7					年	月
					年	月
					年	月
8					年	月
					年	月
					年	月
9					年	月
					年	月
					年	月
10					年	月
					年	月
					年	月
休止維持費総額		〇〇.〇			億円	

立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画

（注意事項）

- ・立ち上げプロセスへの契約決定時点から実需給期間終了までの作業工程の概要※を提出すること。
 - ※【様式2-7】に記載した修繕等の10項目はすべて記載すること。
 - ・燃料の調達についても作業工程を記載すること。
 - ・人員確保計画には、制度適用期間中の体制計画及び立ち上げ決定後に必要な人員を確保する計画を記載すること。
- なお、必要事項が記載されていれば応札者の任意様式としてよい。

作業工程				
	N - 3	N - 2	N - 1	N月
立ち上げプロセス	契約			実需給期間
〇〇交換		〇日 材料手配	〇日完了 修繕	
〇〇補修	〇日	手配	〇日完了 修繕	
〇〇点検	〇日	点検	〇日完了	
燃料調達	〇日	手配	納入 〇日	

人員確保計画
（制度適用期間中の体制） ・制度適用期間中は、最低限の保守要員として〇〇名を専任、〇〇名を他業務と兼任させて維持運用する。 （立ち上げ決定後の人員確保計画） ・応札電源の立ち上げに必要な追加人員は〇名を想定しており、・・・ ・具体的には、立ち上げプロセスへの落札決定後、応札電源の勤務経験者を〇〇や△△から集め、・・・ ・なお、燃料関連設備の運転は協力会社である〇〇社が行っており、協力を仰ぐ予定であり、・・・

立ち上げ決定後に行う修繕等の内容

- (注意事項)
- ・立ち上げ決定後に行う修繕等の内容及び理由を記載すること。
 - ・法令上必要な定期点検についても記載すること。
 - ・金額の大きな順に10件を記載すること。（修繕が10件に満たない場合は全件記載すること）
- ※総額欄には、想定立ち上げコスト総額を記載すること。

No.	項目	金額	内容	実施理由	所要期間	
1	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しているため	5	か月
2	〇〇補修	〇.〇億円	発電機の〇〇機器補修	発電機の〇〇機器のメーカー保守期間が〇年〇月で終了するため	5	か月
3	〇〇補修	〇.〇億円	ボイラー〇〇補修	〇〇機器の劣化が著しく補修の必要があるため	9	か月
4	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	4	か月
5	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	4	か月
6	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	4	か月
7	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	4	か月
8	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	4	か月
9	〇〇交換	〇.〇億円	発電機の〇〇機器交換	発電機の〇〇機器が劣化しており、〇年〇月で交換周期となるが、機器の手配に〇か月を要するため	4	か月
10	〇〇定期点検	〇.〇億円	〇〇設備点検（法令点検）	点検期限を迎えるため	3	か月
想定立ち上げコスト総額		〇〇.〇			億円	

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿

予備電源募集への応札に伴う誓約書

所在地

名称又は商号

代表者



当社は、予備電源募集への応札にあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、予備電源募集への応札資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

(誓約事項)

1. 予備電源募集要綱に従って手続きを行うこと。
2. 法律または政省令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 予備電源募集への応札にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 予備電源募集の公正を害する行為をしないこと。
5. 予備電源の応札書類の提出をもって予備電源契約の申込みをしたものとみなし、落札結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容に従った予備電源契約が成立することに同意すること。
6. 予備電源募集で落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の予備電源契約書を締結すること。
7. 当社が予備電源募集への応札にあたって貴機関に提出した情報は、予備電源募集の運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局または一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 応札が可能な電源が満たすべき要件に適合しているかを確認するため、貴機関が保有する容量オークションの応札および落札に関する情報を参照することに同意すること。
9. 予備電源募集への応札にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従って、個人情報を適切に取り扱うこと。
10. 貴機関が予備電源募集の運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
11. 当社および当社の役職員が反社会的勢力、または、反社会的勢力でなくなった時から5年を経過しない者に該当しないこと、反社会的勢力の威力等の利用や維持運営の協力をしないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の名誉や信用の毀損行為および業務妨害行為を行わないこと。

以上

■【様式4-1】再応札書

2025 年 月 日

再 応 札 書

電力広域的運営推進機関 宛

会社名 株式会社
代表者名 印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、下記のとおり再応札いたします。

1 事業者名	●●株式会社				
2 電源の名称	●●発電所●号				
3 担当者連絡先	氏名	XXXX			
	電話番号	XX-XXXX-XXXX			
	メールアドレス	XXXX@XXX.XX.XX			
4 発電方式区分（燃料種）	石油（重油）				
5 立ち上げ区分	短期立上げ				
6 応札エリア	東エリア (50Hz)				
7 制度適用期間	開始	2025	年	4	月 1 日
	終了	2027	年	3	月 末 日
※ 期間は自動表示	期間	24			か月
8 応札容量	1, 000, 000				kW
9 応札価格	12, 800, 000, 000				円
10 応札単価	6, 400 円/kW・年				
※ 自動表示（銭未満四捨五入）					
11 燃料関係費用	800, 000, 000				円
12 燃料関係費用を除いた応札単価	6, 000 円/kW・年				
※ 自動表示（銭未満四捨五入）					
13 燃料関係費用を除いた応札価格	12, 000, 000, 000				円
※ 自動表示					

応 札 辞 退 書

電力広域的運営推進機関 宛

会社名 ●●株式会社
代表者名 ●● ●● 印

「予備電源募集要綱」および「予備電源契約約款」を承認し、応札いたしましたが、都合により応札を辞退します。

1 事業者名	●●株式会社	
2 電源の名称	●●発電所●号	
3 担当者連絡先	氏名	XXXX
	電話番号	XX-XXXX-XXXX
	メールアドレス	XXXX@XXX.XX.XX

予備電源契約約款
(案)

2025 年 x 月
電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

2024 年 8 月 施行

2025 年 x 月 変更

目次

第1章	総則	1
第1条	適用	1
第2条	約款の変更	1
第3条	定義	1
第4条	契約期間	1
第5条	単位及び端数処理	1
第2章	契約金額	2
第6条	契約金額の算定	2
第7条	電源入札等補填金の支払・請求	2
第8条	電源入札等補填金の確定	3
第3章	権利及び義務	4
第9条	制度退出	4
第10条	リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（立ち上げプロセスへの応札）	5
第11条	リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（休止状態の維持）	6
第12条	経済的ペナルティ(応札未達成ペナルティ及び退出ペナルティ)の算定	7
第13条	立ち上げ要請への対応	8
第14条	立ち上げプロセスへの応札価格の設定	8
第15条	金員の支払い	8
第16条	還付	8
第17条	不可抗力が生じた場合の特則	9
第4章	契約の変更等	10
第18条	契約の変更	10
第19条	権利義務及び契約上の地位の譲渡	10
第20条	契約の解除	10
第5章	一般条項	11

第 21 条	免責.....	11
第 22 条	守秘義務.....	12
第 23 条	個人情報の取扱い.....	12
第 24 条	反社会的勢力との関係排除.....	13
第 25 条	準拠法.....	14
第 26 条	合意管轄裁判所.....	14
第 27 条	誠実協議.....	14

第1章 総則

第1条 適用

1. この予備電源契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と予備電源維持運用者との間で締結される予備電源契約（以下「本契約」という。）に関する契約条件を定めたものです。
2. 本機関と本契約を締結する予備電源維持運用者は、制度適用期間において、電気供給事業者である者に限ります。
3. 本契約は、予備電源契約書及び本約款で構成されるものとします。

第2条 約款の変更

1. 本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要がある場合、本約款を変更することがあります。その場合、契約条件は変更後の本約款によるものとします。
2. 本約款の変更により、本約款と予備電源募集要綱の内容が相互に矛盾又は抵触が生じた場合、本約款の定めが適用されるものとします。

第3条 定義

本約款における用語の定義は、別添「用語の定義」に定めます。なお、特段の定めのない用語については、本機関が定める定款、業務規程、送配電等業務指針、予備電源募集要綱における用語と同一の意味を有するものとします。

第4条 契約期間

1. 本契約の契約期間は、予備電源契約書に定めるとおりとします。
2. 本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続します。

第5条 単位及び端数処理

1. 本契約における単位及び端数処理は次の各号に定めるとおりとします。
 - ① 応札容量は、1 キロワット（kW）単位とします。
 - ② 本契約容量（以下「契約容量」という）の単位は 1kW とします。
 - ③ 価格その他の金額について特段の記載が無い限り、消費税等相当額を含みません。
また、価格その他の金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。
2. 本契約に基づく計算に際しては、その過程において、端数処理は行わないものとします。

第2章 契約金額

第6条 契約金額の算定

1. 契約金額とは、予備電源維持運用者が応札時に応札価格として提出し、落札された金額を指します。

$\text{契約金額(円)} = \text{落札金額(円)} = \text{応札価格(円)}$
--

2. 契約金額は、落札された電源（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。
3. 契約金額に、制度適用期間の月数に対し当該年度の占める月数が占める割合を乗じ、各年度の契約金額を算出するものとします。円未満の端数は切り捨て、当該端数は、最終年度にまとめて調整するものとします。

第7条 電源入札等補填金の支払・請求

1. 各年度の電源入札等補填金は、前条第3項に基づき算出された各年度の契約金額から、次の各号に定める金額を精算して、算出するものとします。なお、精算にあたって予備電源維持運用者は、本機関からの求めに従って必要な情報の提出等を行うこととします。

① 第12条第1項から同条第3項に基づき算定される経済的ペナルティ

② 応札時の修繕費と実績の修繕費の差異

(1) 予備電源維持運用者が、予備電源制度への応札価格に織り込んだ修繕・定期点検に係る費用について、本機関に対し、修繕・定期自主検査やそれに伴い実施する負荷を伴う試運転が未実施であった旨の申告若しくは試運転を実施したが燃料が余った旨の申告があった場合、又は本機関が修繕等完了時の連絡等において明らかに試運転が未実施若しくは燃料が未使用と判断できる場合においては、未実施の修繕費及び未使用の燃料に係る費用を応札時の修繕費から差し引きます。

(2) 予備電源維持運用者が、予備電源制度への応札価格に費用を織り込んでいた修繕のうち、実施不要と判断した修繕が発生した場合で、かつ、応札時に予定していなかった修繕やそれに伴う試運転を追加的に必要と判断し、本機関へ実施することを申告し、本機関が認めた場合、予備電源維持運用者は追加の修繕費を応札時の修繕費を超過しない範囲で差し加えることができます。なお、差し加えた修繕費を含めた応札価格が、当初の応札価格を超えた場合の修繕費超過分や、本機関へ事前申告がなされていない場合は、電源入札等補填金には含めず、予備電源維持運用者が負担するものとします。

③ 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短期立ち上げの予備電源に限り、応札時から購入時までの燃料市況価格の変動額

この時、応札時の燃料関係費用に代えて、「購入時の燃料単価×応札時に届け出た燃料の量」を算出します。購入時の燃料単価に対しては、以下に定めるとおりとします。

- (1) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積もりに応札時から購入時の燃料市況価格の変動を反映した値よりも高い燃料単価で燃料を購入した場合、燃料市況価格の変動による差額のみを差し加えて「購入時の燃料単価」とします。
- (2) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積もりに応札時から購入時の燃料市況価格の変動を反映した値よりも低い燃料単価で燃料を購入した場合、当該燃料単価を「購入時の燃料単価」とします。
- ④ 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短期立ち上げの予備電源に限り、立ち上げプロセスを経た稼働に要した燃料費相当分
この時、当該燃料費は、「購入時の燃料単価（③）×立ち上げプロセスでの稼働で消費した燃料の量」によって算出します。
2. 本機関は、予備電源維持運用者に対し、電源入札等補填金が正值となる場合、当該金額（以下「支払金額」という。）を支払い、負値となる場合、当該金額（以下「請求金額」という。）を請求します。
3. 各年度の電源入札等補填金の入金期限日は、原則として翌年度の9月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。但し、予備電源維持運用者が第8条第2号に基づき異議がある旨の通知をした場合は、同号から同条第5号によるものとします。

第8条 電源入札等補填金の確定

契約金額（各年）の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ① 本機関より、予備電源維持運用者に対して、翌年度の6月までに支払金額又は請求金額及びそれらの根拠を通知します。
- ② 予備電源維持運用者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から10営業日以内に、本機関に対し、その理由を付して、その旨を通知します。ただし、10営業日以内に予備電源維持運用者が何らの異議を述べなかった場合、電源入札等補填金の金額は、本機関が通知した金額で確定するものとします。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額又は請求金額を再度算定し、その結果を予備電源維持運用者に通知するものとし、その後の手続は前号及び本号に準じるものとします。
- ④ 電源入札等補填金の金額が翌年度の12月までに確定しなかった場合、本機関が最終的に通知した内容に従って、電源入札等補填金の金額が確定するものとします。
- ⑤ 電源入札等補填金の請求金額について、金員の移動が翌年度の3月までに行われなかった場合、翌々年度の支払金額の減額等を行います。

第3章 権利及び義務

第9条 制度退出

1. 本機関は、予備電源維持運用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める電源の契約容量の全量又は一部の容量を退出させることができます。
 - ① 予備電源維持運用者が契約容量の全量又は一部の容量の退出を希望し、本機関が退出を認めた場合
当該電源の契約容量の全量又は一部
 - ② 契約電源の設備故障等により、制度適用期間中の予備電源の提供が不可能、又は長期間の出力低下が見込まれ、予備電源維持運用者が退出を希望し、本機関が認めた場合
当該電源の契約容量の全量又は一部
 - ③ 送配電等業務指針、予備電源募集要綱、予備電源業務マニュアル、本契約及びその他の予備電源に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が判断した場合
当該電源の契約容量の全量又は一部
 - ④ 予備電源制度の公正を害する行為をしたと本機関が判断した場合
当該電源の契約容量の全量又は一部
 - ⑤ 制度適用期間開始までに、属地一般送配電事業者が定める発電量調整供給契約を締結しなかった場合（ただし、予備電源維持運用者に帰責性が無い場合を除く。）
当該電源の契約容量の全量
 - ⑥ 短期立ち上げの予備電源が、立ち上げプロセス（第10条第1項第1号で定義します。）における供給力の供出により立ち上げに備え保管していた燃料を使い切り、かつ再調達が困難なため予備電源維持運用者が退出を希望し、本機関が認めた場合
当該電源の契約容量の全量
 - ⑦ 予備電源維持運用者が、前各号にかかわらず、契約電源において応札年度の予備電源募集要綱の「第3章募集概要」に記載の要件を満たさなくなったと本機関が判断した場合
当該電源の契約容量の全量
 - ⑧ 第17条第1項に規定する不可抗力が生じたことにより、予備電源維持運用者が合理的な努力をしたにもかかわらず、リクワイアメントを達成できない、又は、リクワイアメントを達成できなくなることが明らかとなった場合
当該電源の契約容量の全量又は一部（ただし、経済的ペナルティを科さないことがあるものとする。）
 - ⑨ 予備電源維持運用者が、制度適用期間中の実需給向け容量市場メインオークションに約定した場合
当該電源の契約容量の全量（ただし、退出ペナルティは科さないものとする。）
2. 契約電源の契約容量の一部の容量が制度退出した場合、本機関は、当該電源の契約容量から制度退出した容量を差し引いた容量を新たな契約容量として契約変更します。

3. 契約電源の契約容量の全量が制度退出した場合（ただし、第 1 項第 6 号の事由による場合を除く。）、本機関は、予備電源維持運用者へ通知することにより、本契約を終了するものとします。

第 10 条 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（立ち上げプロセスへの応札）

1. 予備電源維持運用者は、契約電源について、以下に定めるリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
 - ① 予備電源維持運用者は、供給力不足が見込まれた際に開催される以下のプロセス（以下「立ち上げプロセス」といいます。）へ応札するものとします。
 - (1) 短期立ち上げの予備電源：落札から実需給まで 3 か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等（例えば kW 公募等）
 - (2) 長期立ち上げの予備電源：容量市場の追加オークションのうち調達オークション。ただし、以下④に記載する調達オークションに限ります。
 - ② 予備電源維持運用者は、立ち上げプロセスにおいて、契約電源の契約容量全量を応札するものとします。ただし、立ち上げプロセスの募集量が契約容量を下回っていた場合には、予備電源維持運用者は、当該立ち上げプロセスへ応札可能な容量の全量を応札することで足りるものとします。
 - ③ 予備電源維持運用者は、以下の容量オークションには応札できないものとします。
 - (1) 短期立ち上げの予備電源：制度適用期間と重複する年度を実需給とするメインオークション及び制度適用期間と重複する年度を実需給とする調達オークション
 - (2) 長期立ち上げの予備電源：制度適用期間と重複する年度及び制度適用終了年度の翌年度を実需給とするメインオークション
 - ④ 長期立ち上げの予備電源が応札を求められる調達オークションは、以下に限ります。
 - (1) 全国を対象として開催される場合：調達オークション前の供給力確保量と調達オークション開催判断時の目標調達量の差分がメインオークション時の H3 需要の 2%分を上回っていて、国の審議会で予備電源の応札を求めると判断したもの
 - (2) 特定のエリアにおいて開催される場合：当該エリアにおいて供給信頼度を充足するまでに必要な供給力の推定値が当該エリアのメインオークション時の H3 需要の 2%分を上回っていることを目安に、国の審議会で予備電源の応札を求めると判断したもの
2. 予備電源維持運用者は、本機関に対し、アセスメントに必要な情報を提供し、本機関は、提供を受けた情報に基づき、以下に示すアセスメントを行います。
 - ① 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札した事実を確認します。
 - ② 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札可能な契約容量全量を応札した事実を確認します。

- ③ 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札したが不落札だった場合、提出書類の不備等、予備電源維持運用者の責めに帰すべき事由により適切に応札が行われなかった事実が無いか確認します。
 - ④ 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札していなかった場合、その理由を本機関に対して事前に連絡していた事実を確認し、さらに、当該理由が合理的であるか否かを判断します。
 - ⑤ 予備電源維持運用者が応札可能な契約容量の一部のみに応札した場合、その理由を、本機関に対して事前に連絡していた事実を確認し、さらに、当該理由が合理的であるか否かを判断します。
3. 本機関は、前項のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に定める場合に応じて、当該各号に定める経済的ペナルティを科します。
- ① 予備電源維持運用者が本機関に対して事前に理由を連絡せず立ち上げプロセスに未応札であった場合、当該理由が合理的と認められないと本機関が判断した場合、又は予備電源維持運用者の責めに帰すべき事由により立ち上げプロセスへの応札手続きが不適切であった場合、本機関は、予備電源維持運用者に対し、第 12 条第 1 項に基づき算定された経済的ペナルティ（応札未達成ペナルティ）を科します。
 - ② 予備電源維持運用者が、本機関に対して事前に理由を連絡せず応札可能な契約容量の一部のみを立ち上げプロセスに応札した場合、又は当該理由が合理的と認められないと本機関が判断した場合、本機関は、予備電源維持運用者に対し、第 12 条第 2 項に基づき算定された経済的ペナルティ（応札未達成ペナルティ）を科します。
4. 本機関は、第 2 項のアセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が第 1 項に定めるリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、リクワイアメント違反の事実及びその内容を公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することができるものとします。

第 11 条 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（休止状態の維持）

1. 予備電源維持運用者は、契約電源について、以下の各号に定めるリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
- ① 休止状態の維持
予備電源維持運用者は、制度適用期間中において第 10 条第 1 項に定められた立ち上げプロセス、電気事業法第 55 条に基づく定期自主検査に伴う試運転、又は機器の修繕の完了を確認するために必要な試運転によって稼働する期間を除いて、契約電源の休止状態を維持し続けるものとします。
 - ② 定期報告
予備電源維持運用者は、本機関に対し、契約電源の休止状況（メンテナンスの結果や、点検結果等）について、制度適用期間中の 3 月及び 9 月に報告するものとします。

③ 随時報告（事前修繕の完了報告）

予備電源維持運用者は、契約電源の事前修繕が完了した場合、本機関に対し、速やかに、その旨を報告することとします。

④ 随時報告（立ち上げプロセスに応札できない状況等の報告）

予備電源維持運用者は、契約電源の事前修繕の遅延や設備故障等により、立ち上げプロセスに契約容量の全量を応札できない状況が発生した場合、又は、当該状況の発生が見込まれた場合、本機関に対して、速やかに、当該状況を報告することとします。

2. 予備電源維持運用者は、本機関に対し、アセスメントに必要な情報を提供し、本機関は、提供を受けた情報に基づき、以下の各号に示すアセスメントを行うこととします。

① 休止状態の維持

予備電源維持運用者が、制度適用期間中において第 10 条第 1 項に定められた立ち上げプロセス、電気事業法第 55 条に基づく定期自主検査に伴う試運転、又は機器の修繕の完了を確認するために必要な試運転によって稼働する期間を除いて、契約電源を稼働させていない事実を確認します。

② 定期報告

- (1) 予備電源維持運用者が、契約電源の休止状況を、本機関に対して、制度適用期間中の 3 月及び 9 月に報告していた事実を確認します。

- (2) 予備電源維持運用者が、契約電源を立ち上げプロセスに応札できる状態にしていることを確認します。

③ 随時報告（事前修繕の完了報告）

予備電源維持運用者が、事前修繕の完了を、本機関に対して報告した事実を確認します。

④ 随時報告（立ち上げプロセスに応札できない状況等の報告）

予備電源維持運用者が、立ち上げプロセスに応札できない状況等を、本機関に対して報告した事実を確認します。

3. 本機関は、前項のアセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が第 1 項に定めるリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、リクワイアメント違反の事実及びその内容を公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することができるものとします。ただし、予備電源維持運用者が第 1 項第 1 号のリクワイアメントに違反した場合には、予備電源維持運用者は、本機関に対し、契約電源を稼働させた以降に受領した電源入札等補填金を返還等するものとします。

第 12 条 経済的ペナルティ（応札未達成ペナルティ及び退出ペナルティ）の算定

1. 第 10 条第 3 項第 1 号の場合の応札未達成ペナルティは、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\text{応札未達成ペナルティ} = \text{契約金額の 12 か月相当分} \times 10\%$$

2. 第10条第3項第2号の場合の応札未達成ペナルティは、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\text{応札未達成ペナルティ} = \text{契約金額の12か月相当分} \times (\text{未応札の容量} / \text{契約容量}) \\ \times 10\%$$

3. 第9条第1項に基づき契約容量の全量又は一部の容量が制度退出した場合、又は本契約が第20条第1項から第3項に基づき契約解除となった場合の退出ペナルティは、次の算式に基づき算定された金額とします。

契約日から、制度適用期間開始の前年度の3月31日までに制度退出した場合：

$$\text{退出ペナルティ} = \text{契約金額の12か月相当分} \times (\text{退出容量} / \text{退出前の契約容量}) \\ \times 5\%$$

契約日から、制度適用期間開始年度の4月1日以降に制度退出した場合：

$$\text{退出ペナルティ} = \text{契約金額の12か月相当分} \times (\text{退出容量} / \text{退出前の契約容量}) \\ \times 10\%$$

第13条 立ち上げ要請への対応

予備電源維持運用者は、大規模災害等により供給力不足が顕在化し、本機関又は監督官庁から立ち上げ要請が行われた場合、当該要請に応じるものとします。ただし、当該要請に応じられない合理的な理由があった場合はこの限りではなく、その場合、予備電源維持運用者は、当該理由を本機関及び監督官庁に対して通知するものとします。

第14条 立ち上げプロセスへの応札価格の設定

立ち上げプロセスへの応札価格は、予備電源制度応札時点で提出した想定立ち上げコストを上回らないことを求めるものとします。想定立ち上げコストを上回る価格での立ち上げプロセスへの応札が見込まれる場合、予備電源維持運用者は、あらかじめ本機関及び監督官庁に対して通知するものとします。

第15条 金員の支払い

本契約に基づく金員の支払いは、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金に係る手数料は、予備電源維持運用者が負担するものとします。

第16条 還付

1. 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短期立ち上げの予備電源で、契約金額に織り込んだ燃料関係費用で購入した燃料が制度適用期間終了後、又は制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働終了後（ただし、制度適用期間終了後に、制度適

用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働が終了した場合に限る)に残存した場合、予備電源維持運用者は、制度適用期間終了後1年程度以内に当該燃料を用いた売電又は当該燃料の転売を行うものとします。この場合、予備電源維持運用者は売電又は燃料の転売の計画(残燃料の処理方法や実施時期)について、あらかじめ本機関に連絡するものとします。

2. 前項の売電又は燃料の転売のために生じた追加費用は、予備電源維持運用者が負担するものとします。
3. 予備電源維持運用者は、本機関に対し、第1項に基づき売電又は燃料を転売したことにより得た利益の9割を還付するものとします。
4. 契約金額の修繕費に修繕・定期自主検査に伴い実施する負荷を伴う試運転に係る費用が含まれている予備電源で、当該費用を用いて実施した試運転に伴い収入が生じた場合、予備電源維持運用者は、本機関に対し、売電したことにより得られた収入の9割を還付するものとします。
5. 電源入札等補填金、第12条第1項から第3項に基づき算定される経済的ペナルティ並びに本条に基づき算定される還付額は、消費税等相当額の課税対象となります。ただし、当該経済的ペナルティの年間累計額及び本条に基づき算定される還付額の合算値が電源入札等補填金を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外(不課税)となります。

第17条 不可抗力が生じた場合の特則

1. 以下の各号のいずれかに該当する事象(以下「不可抗力」という。)が生じたことにより、合理的な努力をしたにもかかわらず、リクワイアメントを達成できない、又は、リクワイアメントを達成できなくなることが明らかとなった場合、予備電源維持運用者は遅滞なく本機関に連絡するものとします。この場合、本機関は、当該予備電源維持運用者の状況を個別に確認した上で、第12条第1項から第3項に基づき算定される経済的ペナルティを科さないことがあります。
 - ① 大規模な風水害や地震等の天災地変
 - ② 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
 - ③ 事後的な法令改正や規制適用による運転停止
 - ④ 第9条第1項第6号による退出
2. 予備電源維持運用者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による予備電源の提供に対する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、直ちに本機関に通知するものとします。
3. 不可抗力が制度適用期間中に生じたことにより、予備電源維持運用者が、契約容量の全量又は一部を制度退出する場合であっても、本機関は、制度退出となった時点において、予備電源制度のリクワイアメントを遵守するために支出義務が発生している修繕費・休止維持費・

燃料関係費用等の相当額について、制度退出以降においても支払いを継続するものとします。

第4章 契約の変更等

第18条 契約の変更

1. 予備電源維持運用者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、本契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。
 - ① 契約容量の一部の容量が、第9条第1項に示す制度退出をした場合
 - ② 第19条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
 - ③ その他、本機関が変更を必要と判断した場合
2. 前項の本契約の変更は、本機関の本契約の承認をもって成立するものといたします。ただし、前項第1号に定める場合には、制度退出後の容量に従って、本契約は変更されるものとします。

第19条 権利義務及び契約上の地位の譲渡

1. 予備電源維持運用者は、事前に本機関の同意を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利もしくは義務又は本契約上の地位（以下、総称して「本契約上の地位等」という）を第三者に譲渡又は承継させることはできません。
2. 予備電源維持運用者は、本契約上の地位等を譲渡又は承継する場合、譲渡又は承継の時点で既に発生している予備電源維持運用者の債権及び債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。
3. 承継により新たな本契約を締結した場合であっても、承継される電源のリクワイアメント達成状況が承継されるものとします。

第20条 契約の解除

1. 本機関及び予備電源維持運用者は、相手方が以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
 - ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡り処分を受けたとき
 - ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたときただし、信用状況が極端に悪化したと認められた場合に限る。
 - ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
 - ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき

- ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、又はその原因となる事由が生じたとき
 - ⑦ 解散の決議をしたとき
 - ⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき
2. 本機関は、予備電源維持運用者において以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、予備電源維持運用者に通知することにより、必要に応じて、予備電源維持運用者名及び電源名の公表や本契約の解除ができるものとします。
- ① 予備電源維持運用者が、第 10 条第 1 項に定めるリクワイアメントに違反し、複数回、第 10 条第 3 項に定める応札未達成ペナルティが科された場合
 - ② 予備電源維持運用者が、第 11 条第 1 項第 1 号に違反し、立ち上げプロセスを除いて予備電源を立ち上げた場合
 - ③ 予備電源維持運用者が、第 11 条第 1 項第 2 号から第 4 号に違反し、本機関の催告にもかかわらず、所定の報告を行わなかった場合
 - ④ 予備電源維持運用者が、複数回、第 11 条第 1 項第 2 号から第 4 号に違反した場合
 - ⑤ 予備電源維持運用者が、第 11 条第 1 項第 2 号から第 4 号の報告に際し、虚偽の報告を行った場合
 - ⑥ 予備電源維持運用者が、第 13 条に定められた立ち上げ要請に合理的な理由なく応じなかった場合
 - ⑦ 予備電源維持運用者が、第 14 条に定められた立ち上げプロセスへの応札価格の設定において予備電源制度応札時点で提出した想定立ち上げコストを上回る価格とした場合
 - ⑧ 予備電源維持運用者が、第 16 条第 3 項に定められた利益の還付において、虚偽の報告を行った場合
 - ⑨ 予備電源維持運用者が、第 16 条第 4 項に定められた収入の還付において、虚偽の報告を行った場合
3. 前 2 項により契約解除となった場合、契約容量の全量を第 9 条第 1 項に示す制度退出とし、第 12 条第 3 項に基づき算定された退出ペナルティを科します。なお、前項第 2 号、第 8 号、及び第 9 号については、本機関は、交付された電源入札等補填金に相当する金額を上限に請求する場合があります。

第 5 章 一般条項

第 21 条 免責

本機関は、本機関に故意又は重過失があつた場合を除き、リクワイアメントを達成することによる発電設備の事故や停電等により予備電源維持運用者が受けた不利益について、一切の責任を負いません。

第 22 条 守秘義務

1. 予備電源維持運用者及び本機関は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容及びその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、予備電源維持運用者に予備電源制度に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、予備電源維持運用者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとします。
 - ① 開示のときに既に公知であったもの、又は開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
 - ② 開示のときに、被開示者の既知であったもの、又は被開示者が既に所有していたもの
 - ③ 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - ④ 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
 - ⑤ 法令に従い行政機関又は司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの
又は電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします
 - ⑥ 予備電源募集要綱で公表するとした情報
2. 前項にかかわらず、予備電源維持運用者及び本機関は、本契約の履行に必要な範囲において、以下の各号に掲げる者に対して、秘密情報を開示することができるものとします。
 - ① 監督官庁
 - ② 電力・ガス取引監視等委員会
 - ③ 一般送配電事業者
3. 予備電源維持運用者は、本機関が本契約の履行に必要な範囲において、各一般送配電事業者から当該予備電源維持運用者の情報を得ることについて、あらかじめ同意することとします。
4. 前各項の定めは、本契約の存続、終了によらず、本契約及び附帯する一切の契約等の有効期間終了後も有効とします。

第 23 条 個人情報の取扱い

1. 本機関は、予備電源維持運用者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という）第 2 条第 1 項に定める情報をいう、以下同じ）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱います。

2. 本機関は、予備電源維持運用者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に基づき個人情報の適切な管理のために本機関が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけます。
3. 本機関は、予備電源維持運用者から預託された個人情報を取り扱う場合には、適切な実施体制のもと個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む）のための必要な措置を講じます。
4. 本機関は、予備電源維持運用者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、予備電源維持運用者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告します。
5. 本機関は、本機関又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより予備電源維持運用者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負います。
6. 本規定は、本契約又は委託業務に関連して本機関又は再委託先が予備電源維持運用者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有します。

第 24 条 反社会的勢力との関係排除

1. 予備電源維持運用者及び本機関は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。
 - ① 自己及び自己の役職員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう、以下同じ）でないこと、又は、反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過しない者でないこと
 - ② 自己及び自己の役職員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - ③ 自己及び自己の役職員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - ④ 自己及び自己の役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - ⑤ 自己及び自己の役職員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと
2. 予備電源維持運用者及び本機関は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。

3. 予備電源維持運用者又は本機関は、相手方が第 1 項各号に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 25 条 準拠法

本契約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第 26 条 合意管轄裁判所

本契約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条 誠実協議

本契約に定めのない事項又は本契約その他本契約の内容に疑義が生じた場合には、予備電源維持運用者及び本機関は、本契約及び電気事業法その他関係法令等の趣旨に則り、誠意を持って協議し、その処理にあたるものとします。

用語の定義

金融機関休業日

日曜日及び銀行法施行令第 5 条第 1 項で定める日

消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額

制度適用期間

予備電源維持運用者が、落札電源について、本制度のリクワイアメントである「立ち上げプロセスへの応札」が可能なままその休止状態を維持するとして設定し、本機関が認めた期間

石油火力

発電事業届出書の燃料の種類において、「石油（重油）」、「石油（軽油）」、「石油（灯油）」の火力発電機

定期報告

予備電源維持運用者が予備電源募集の応札時に提出した制度適用期間中（休止維持）の作業計画の実施状況についての定期的な報告